**千葉市中小企業資金融資等利用者相談会実施要領**

**１　目的**

（１）千葉市中小企業資金融資等の利用者が抱える資金繰り等の経営上の問題について、専門家による相談を実施することにより、代位弁済、倒産等を未然に防止すること。

（２）創業者の資金調達を支援し、その育成及び経営基盤の確立に資すること。

**２　主催者等**

（１）主　　催　　千葉市

（２）事業協力　　千葉県信用保証協会（以下「保証協会」という。）

**３　相談員**

相談は原則として相談員２人体制とし、保証協会が中小企業診断士、経営支援業務実務者等を派遣することとする。

**４　相談対象者**

市内で事業活動中の中小企業者、又は、これから市内で事業を行おうとする創業者で、次のいずれかに該当するものとする。

（１）千葉市中小企業資金融資要綱に定める融資資金の利用者

（２）保証協会の信用保証を利用し、金融機関から資金を借り入れている者、又は、借入を行おうとする者

**５　相談内容**

（１）相談対象者の資金繰りに関すること

（２）創業者の資金調達に関すること

（３）相談対象者の返済条件変更の申し出に対して最善の方法を検討し提案すること

（４）相談対象者に対し、保証協会の経営支援システムを活用し、経営診断を行い、経営改善に関する具体的なアドバイスを行うこと

（５）その他

**６　実施場所**

千葉市中央区中央２丁目５番１号　千葉中央ツインビル２号館８階

公益財団法人千葉市産業振興財団「相談室」

**７　開催日時**

（１）開催日毎月第３木曜日とする。ただし、「国民の祝日」である場合は、翌日とする。

（２）相談時間　　１２：００～１８：００

**８　相談費用**　無料（駐車場料金は相談者の負担とする。）

**９　相談受付**

電話による事前予約とする。

（予約先：千葉市経済農政局経済部産業支援課　　電話０４３－２４５－５２８４）

**10　広報**

（１）Ｗｅｂ　　千葉市、公益財団法人千葉市産業振興財団、保証協会

（２）メルマガ　公益財団法人千葉市産業振興財団、千葉県産業情報ヘッドライン等

（３）広報紙　　市政だより、保証概況（保証協会）、夢シティちば（千葉商工会議所）等

（４）記者への投げ込み

（５）千葉市中小企業資金融資取扱金融機関、公益財団法人千葉市産業振興財団、千葉商工会議所、千葉市土気商工会、各経済団体等へのチラシ配布

1. **問い合わせ**

千葉市経済農政局経済部産業支援課　　電話０４３－２４５－５２８４

**附　則**

この要領は、平成２１年４月１日から施行する。

**附　則**

この要領は、平成２３年４月１日から施行する。

**附　則**

この要領は、平成２４年４月１日から施行する。

**附　則**

この要領は、平成２５年４月１日から施行する。

**附　則**

この要領は、平成２９年４月３日から施行する。

**附　則**

この要領は、平成３０年７月１日から施行する。

**附　則**

この要領は、平成３１年４月１日から施行する。

**附　則**

この要領は、令和３年１１月１日から施行する。

**附　則**

この要領は、令和４年４月１日から施行する。